

会議録第 5 号（16 の 5）

五戸町議会第 5 回臨時会会議録

平成 28 年 7 月 6 日

招 集

五戸町議会議事務局

五戸町議会第5回臨時会会議録

目次

ページ

□7月6日（水曜日）第1号

招集告示	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	2
事務局出席職員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
開会宣告・開議	3
諸般の報告の朗読省略	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第71号及び議案第72号の一括議題	3
提案理由説明（町長 三浦正名君）	3
質疑・答弁	4
質疑終結・委員会付託省略・討論（なし）	7
採決（承認・原案可決）	7
町長挨拶	8
閉会宣告	8
署名	9

巻末掲載

第4回定例会閉会（6月14日）以後の諸般の報告（10）	11
-----------------------------	----

五戸町議会第5回臨時会会議録

五戸町告示第62号

五戸町議会第5回臨時会を平成28年7月6日五戸町役場議場に招集する。

付議すべき事件は、次のとおりである。

平成28年6月28日

五戸町長 三浦正名

- 1 専決処分の承認を求めることについて
(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
 - 2 工事請負契約の締結について
(町道新町二本柳線二本柳橋橋梁補修工事)
-

議 事 日 程 第 1 号

平成28年7月6日(水曜日)午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
 - 第 2 会期の決定について
 - 第 3 議案第71号及び議案第72号 (町長提出)
-

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 議案第71号及び議案第72号 (町長提出)
-

○ 応招議員 18名

○ 出席議員 17名

議 長	和田寛司君	副 議 長	大久保 均君
3 番	川崎七洋君	4 番	鈴木隆也君
5 番	大久保和夫君	6 番	豊田孝夫君
7 番	高山浩司君	8 番	大沢義之君

9 番	若宮佳一君	10番	尾形裕之君
11番	松山泰治君	13番	川村浩昭君
14番	沢田良一君	15番	古田陸夫君
16番	三浦專治郎君	17番	柏田雅俊君
18番	三浦俊哉君		

○ 欠席議員 1名

12番 大沢博君

○ 事務局出席職員氏名

事務局長 川崎貢義君 調査班長 櫻井篤史君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長 三浦正名君 副町長 鳥谷部禮三郎君
総務課長 佐々木万悦君 建設課長 山下淳君
会計管理者 中川原光亮君

午前10時 開議

○議長（和田寛司君） これより本日をもって招集されました五戸町議会第5回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（10） 巻末掲載〕

○議長（和田寛司君） 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において三浦専治郎議員、柏田雅俊議員及び三浦俊哉議員を指名いたします。

○議長（和田寛司君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

○議長（和田寛司君） 日程第3「議案第71号及び議案第72号」の2件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 本日ここに、五戸町議会第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

早速ではございますが、上程されました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第71号専決処分の承認を求めることについては、去る5月23日、町道正場沢線で発生した鉄筋がむき出しとなった側溝による車両物損事故に関し、相手方と損害賠償の和解の成

立と、損害賠償の額の決定について専決した旨報告するものであります。

議案第72号は、工事請負契約の締結についてであります。

町道新町二本柳線二本柳橋橋梁補修工事に当たり、指名競争入札の結果、大山建工・野村組特定建設工事共同企業体と1億800万円で工事請負契約を締結するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

[町長 三浦正名君 降壇]

○議長（和田寛司君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

尾形議員。

○10番（尾形裕之君） 71号なんですけど、具体的にもう少しお話ししたいと思うんですけど、事故が起こったときに、それ警察にその方が届けてわかったものなのか、どういう経緯でその辺がわかったのかが、ちょっとお聞きしたいと思うんです。訴えているのが、乙の方というのが車の所有者の方で旦那さんだと、運転しているのが奥さんだったと。その辺もありますので、ちょっと詳しくお話ししたいなと思います。

○議長（和田寛司君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木万悦君） この件につきましては、うちのほうの担当者が電話で受けたということでございます。それで、この事故の概要にもございますけれども、運転していた方は乙の奥様ということで、この道路が町道から農地に下がる道路のところ、側溝がちょうど農道に下がる所を横断しているところ、ふだんは余り車は通っていない場所でございます。たまたま入り口が、農地のほうにうちがあったということで、通行しているときに側溝が破損していて、鉄筋がむき出しになっていて、それでパンクしたということでございます。

私が聞いているところについては以上でございます。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○10番（尾形裕之君） それは事故なんですか。事故なら事故と警察に届けなければうまくないのではないかなと、普通は。それで保険というのが掛かると思うんです。ただ一方的に向こうから電話来たからそうだと話にはなるものなんでしょうかなと思ひまして、ちょっと不思議でした。ただ電話が来ただけなんですか。

○議長（和田寛司君） 佐々木課長。

○総務課長（佐々木万悦君） これについては、相手方がある事故ということじゃなくて物損だけでございます。例えば、どこかにぶつかって壊したとか、そういうことでもないので、警察のほうには届けていないというふうに聞いております。ただ、町のほうは保険を掛けているので、こういうことでパンクしたんだよということで本人が来て、それが保険の該当になるのかどうか調べて、町としての道路の維持管理の責任の部分がありますので、該当になるということでございます。

以上でございます。

○議長（和田寛司君） 尾形議員。

○10番（尾形裕之君） 事故になったということは向こうの一方的なもので、こちらで確かめるとか第三者が調べたわけではないんですね。

○議長（和田寛司君） 佐々木課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 当然、現地にはうちのほうも行って、建設課のほうも行って現地を確認しております。車両のほうも写真を撮ったりして確認しております。

○議長（和田寛司君） ほかに質疑はありませんか。

川崎議員。

○3番（川崎七洋君） すみません、ちょっと現場の状況がどうなっているのかがわからないんですけども、この側溝とだけ聞くと、普通、車で走るときにタイヤが通らない場所というようなイメージがあるんですけども、普通に運転している限りでは、こういう事故というのは本来起き得なかったのかなと思うんですが、その辺りというのはどうなんでしょうか。

○議長（和田寛司君） 佐々木課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 先ほども申し上げましたけれども、通常は、町道を走っている状態では、そこの側溝に乗り上げることはありません。ただ、側溝が、さっきも言いましたけれども、農道、田んぼのほうに下がる道路を横断してしまして、その田んぼのほうに用事がある人が下がるということがあると、その可能性があったということで、今回、破損してパンクしたということでございます。

○議長（和田寛司君） 川崎議員。

○3番（川崎七洋君） 可能性があるということは承知いたしました。その場合、過失割合が五戸町100%というのが、本当にそうなのかなというのがちょっと疑問だったんですけども、この過失割合が五戸町100%であるというふうに認定された根拠というものを伺いし

でもよろしいですか。今と同じ説明であれば、そのとおりにおっしゃっていただければ結構でございます。

○議長（和田寛司君） 佐々木課長。

○総務課長（佐々木万悦君） 通常、道路の管理責任というところだと思うんですけども、車対車とか相手がある場合は、当然、過失割合というのが生じます。この道路の管理ということについては、明らかに例えば破損していて、そこに例えば、町のほうでコーンとかマークをつけたりしているというようなことであれば、過失の割合を設定できるというか、協議になると思うんですけども、今回はそういう目印も何もなかったものですから、うちのほうが100%ということでございます。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） ほかに質疑はありませんか。

豊田議員。

○6番（豊田孝夫君） このような類似の事故が、これからも発生する可能性が高いのかなというふうな気がします。町道のパトロールと破損等のパトロールはどのようになさっているのか、そこをちょっと確認したいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（和田寛司君） 山下建設課長。

○建設課長（山下 淳君） 建設課のほうのパトロールは、定期的にまず行っているのはほとんどないんですけども、電話の問い合わせとか、そういうもので対応することが多いんですけども、現場に行くときには、その途中も見ながら走っていますけれども、その交通量の少ないところというんですか、今のような状態のところは、なかなか目が行き届かないので、やっぱりこういう事故が起きていると思います。できる限りうちのほうでもパトロールして歩きたいとは思っております。

○議長（和田寛司君） 豊田議員。

○6番（豊田孝夫君） 役場だけ、建設課だけのパトロールでは若干、手薄なような気がします。そこで、各自治会に御協力を依頼したらどうかなと思うんです。各自治会であれば、自治会長さんだけではなくて、その地区住民の方々が町道等をふだん通っていますから、農作業する場合もそのとおりになんです。ですから、役場ではふだん通らない場所まで、その地区に住んでいる方々は通っているわけですから、その方々から情報提供を、これら呼びかけしてはいかがかなと思うんですが、そういった行動をこれからとる御予定等はあるものでしょうか。

○議長（和田寛司君） 山下課長。

○建設課長（山下 淳君） 今までは、各自治会からの情報というのがほとんどだと思っているんですけども、中には通行車、車両の運転手の方からも連絡が来ます。そういうふうなもので対応していきたいと思うんですけども、各自治会でまずその辺対応できるのであれば、まず検討してみたいとは思いますが。

○議長（和田寛司君） 豊田議員。

○6番（豊田孝夫君） では、そのようにしてもらえればと思いますので。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（和田寛司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） ほかに質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第71号及び議案第72号」の2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第71号及び議案第72号」の2件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 討論なしと認めます。

これより「議案第71号及び議案第72号」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第71号」は承認することに、「議案第72号」は原案のとおり決定することにそれぞれ御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（和田寛司君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第71号」は承認することに、「議案第72号」は原案のとおり可決すること

にそれぞれ決定されました。

○議長（和田寛司君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

町長から御挨拶があります。

三浦町長。

〔町長 三浦正名君 登壇〕

○町長（三浦正名君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、提出いたしました議案につきまして御審議いただきました結果、原案のとおり御決定いただきまして、まことにありがとうございました。

簡単ではありますが、お礼の言葉といたします。

〔町長 三浦正名君 降壇〕

○議長（和田寛司君） これにて五戸町議会第5回臨時会を閉会いたします。

午前10時16分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

五戸町議会議長 和田 寛 司

会議録署名議員 三 浦 専 治 郎

会議録署名議員 柏 田 雅 俊

会議録署名議員 三 浦 俊 哉